

恵那市監査公示第8号

令和4年財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法第199条第7項の規定により、令和4年財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表する。

令和4年12月14日

恵那市監査委員 水野 泰正

恵那市監査委員 柘植 孝彦

記

1. 監査の対象

(1) 補助金等交付団体

- ・資源集団回収補助金（所管課：環境課）

(2) 指定管理者

- ・山岡ショートステイほのぼの荘（所管課：高齢福祉課）
- ・山岡デイサービスセンターゆとり（所管課：高齢福祉課）
- ・山岡健康増進センター（所管課：健幸推進課）
- ・山岡森林伝統文化体験交流施設、山岡ネイチャーセンター、イワクラ公園（所管課：林政課）

2. 監査の実施日時

令和4年11月28日（月曜日）午後2時～午後4時40分

3. 監査の場所 恵那市役所3階 監査委員事務局

4. 監査の方法

地方自治法第199条第7項に規定する団体に係る事業のうちから、監査委員の合議により選定した監査対象事業について、事前に担当課より資料の提出を求めたうえ、当日は担当課出席者から事業内容について説明を聴取する方法で実施した。

なお、法第199条第7項に基づく団体に対する監査は実施していない。

5. 監査の結果及び意見

(1) 資源集団回収補助金（環境課）

補助金の申請から実績報告、補助金の交付に至る手続き及び書類について不備はなく良好であった。令和3年度の資源回収事業実施団体は31団体で、新型コロナウイルス感染症の影響により減少しているが、一方で、令和元年度から開始した地域常設資源回収拠点は、市全体で16カ所の設置計画に対して11カ所の設置が完了しており、引き続き地域との協議を行い、回収拠点の整備を進められたい。

また、雑紙の回収をはじめ資源の分別はごみの減量化にもつながっている。地域へ還元される奨励金を活用して、地域住民や小中学生が広く地球環境や恵那市の環境問題を考える活動のきっかけとなるよう施策を展開していただくことを期待したい。

(2) 指定管理 山岡健康増進センター（健幸推進課）

当該施設は、指定管理者制度に基づき特定非営利活動法人まちづくり山岡が管理運営業務を行っており、施設の管理に関する基本協定者、年度協定書、仕様書等に基づく業務内容及び業務実績は、概ね適正であると認められた。

指定管理者であるNPO法人は、当該施設に係る経費について区分して経理しており、令和3年度決算では2,362,752円の当期経常損益を計上している。当該施設の経理に関しては、担当課として支出内容等の把握が不十分であるため、追加調査を実施して内容把握を行い、指定管理者に対して適切な助言を行うよう努められたい。

また、受付窓口において現金を扱っているため、不祥事を起こさない体制づくりのためにも改善策を検討し、実施されたい。